

令和7年度 栗山町議会

議会報告会

- 1. 議員活動日数
- 2. 議決の結果件数について
- 3. 賛否の公表をした議件及び討論内容
- 4. 各委員会の活動報告

栗山町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長（以下「町長」という。）とともに、栗山町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。

栗山町議会基本条例前文
平成18年5月18日制定



定例会議、委員会等の開催状況

栗山町議会では、令和3年12月より定例会を毎年5月から翌年4月までの1年間とする通年議会制を導入しました。6月・9月・12月・3月に「定例会議」を開催し、さらに必要に応じて「臨時会議」を開催します。

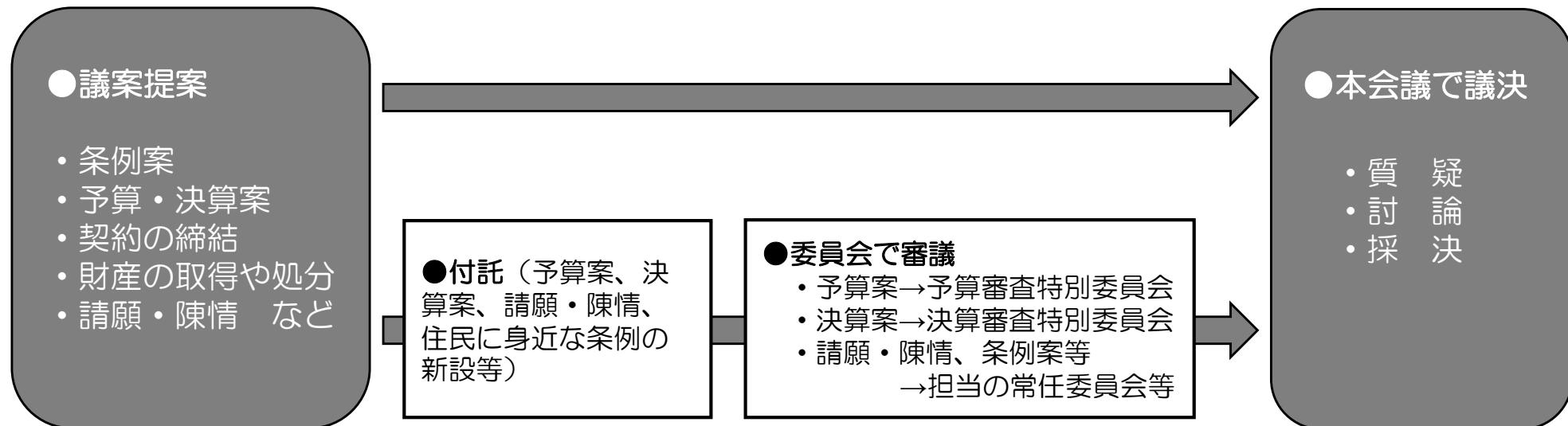
その他、特定の事項について詳しく調査するために、必要に応じて設置する「特別委員会」、分野ごとに分け専門的に調査するための「常任委員会」があります。

種 別	令和7年（1月～12月）開催回数
定例会議	12回
臨時会議	4回
議会運営委員会	17回
総務教育常任委員会	10回
産業福祉常任委員会	6回
広報広聴常任委員会	9回
広報小委員会	11回
広聴小委員会	6回
予算審査特別委員会	3回
決算審査特別委員会	3回
中長期財政問題等調査特別委員会	1回
議會議員の報酬に関する調査特別委員会	6回
報酬を考える小委員会	5回
学校再編に関する調査特別委員会	3回
全員協議会	12回
議会改革推進会議	6回
一般会議	7回
議会報告会・出前報告会	17回
合 計	138回





1. 議決までの流れ



議会の意思決定は、「議決」と呼ばれています。本会議で議題とした事件に対し、個々の議員が賛成・反対の意思を表明し、議長がその結果を集約することで議会の意思を決定するものです。議員の意思表明が賛成・反対で分かれている場合は、特別な場合を除き、地方自治法の規定に基づき、本会議に出席している議員の過半数が表明した意思により、その賛否が決定することになります。議長は議決に加わる権利はありませんが、賛成・反対が同数になった場合は、議長が決定します。

また、議会での議決に先立って詳しく検討するため、それぞれの担当の委員会に調査や審査を委託することを「付託」といいます。

2. 議決件数（令和7年1月～12月）

区分		提出者別・種類別										合計	
		町長提出					議員提出						
		条例	予算	決算	その他事件	小計	条例	意見書	決議	規則その他	小計		
定例会	定例会議	23	37	9	21	90	3	7	0	0	10	100	
	臨時会議	4	9	0	3	16	0	0	0	0	0	16	
計		27	46	9	24	106	3	7	0	0	10	116	
審議方法	本会議即決	27	37	0	24	88	3	7	0	0	10	98	
	委員会付託	常任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		議運	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特別	0	9	9	0	18	0	0	0	0	0	18	

議決の種類

- 可決（否決）：予算、条例、契約、財産、意見書 等
- 承認（不承認）：専決処分に関するもの
- 認定（不認定）：決算に関するもの
- 同意（不同意）：人事案件に関するもの
- 採択（不採択）：請願



3

賛否を公表した議件及び討論内容



1. 賛否を公表した議件

●令和7年1月臨時会議

議件名	結果	齊藤 (義)	置田	重山	大槻	堀	鈴木	佐藤	齊藤 (隆)	端	藤本	鵜川
議案第59号 栗山町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	/

可：可決 否：否決 ○：賛成 ×：反対 一：棄権 ※鵜川議員は議長のため採決に加わっていません

内容：人事院勧告において、期末勤勉手当の支給率を引き上げとの勧告がなされ、これを踏まえ本町でも条例を改正。施行日令和7年4月1日とする。

録画配信



会計年度任用職員の給与についても、一般職員と同様に令和6年4月に遡及すべき。実際に遡及している自治体もある。報酬、手当の部分に対して差別を与えるべきではない。

《反対》
重山 雅世 議員

《賛成》

齊藤 義崇 議員

会計年度任用職員制度の導入にあたって条例について審議をした時に十分適正に審議し、運用されている。



●令和7年3月定例会議

議件名	結果	齊藤 (義)	置田	重山	大櫛	堀	鈴木	佐藤	齊藤 (隆)	端	藤本	鵜川
令和7年度栗山町一般会計予算	可	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	/
令和7年度国民健康保険特別会計予算	可	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	/
令和7年度栗山町後期高齢者医療特別会計予算	可	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	/

可：可決 否：否決 ○：賛成 ×：反対 一：棄権 ※鵜川議員は議長のため採決に加わっていません

録画配信



後期高齢者医療制度に伴う保険料や窓口負担の増加、賦課限度額引き上げなどで高齢者の負担が強まっている。物価高騰や年金減で生活が厳しい中、制度自体が75歳で区切る差別的仕組みであり、社会保障の縮小につながる。

後期高齢者医療特別会計に関する全ての会計予算に反対する。

《反対》
重山 雅世 議員

《賛成》
藤本 光行 議員

後期高齢者医療制度は国の施策として適切に設計され、町の対応も間違っていない。
一般会計では財政は厳しいものの、第7次総合計画に沿った事業が着実に実行されている。財政の硬直化や施設修繕の先送りなど課題はあるが、予算案に賛成する。



●令和7年6月定例会議

議件名	結果	齊藤 (義)	置田	重山	大櫛	堀	鈴木	佐藤	齊藤 (隆)	端	藤本	鵜川
議案第12号 ふじ団地97号棟外壁改修工事の請負契約について	可	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	/

録画配信



可：可決 否：否決 ○：賛成 ×：反対 一：棄権 ※鵜川議員は議長のため採決に加わっていません

契約の内容 ◇契約方法 指名競争入札
 ◇契約金額 7,311万7千円
 ◇契約の相手方 朝日産業株式会社

今回の入札結果は、過去と大きく傾向が異なり、業者間の価格差が急に広がった。建設課からは改善の意思や入札制度の見直しに対する前向きな姿勢が感じられなかった。入札制度の継続は難しいと考え、反対する。

《反対》

齊藤 隆浩 議員

《賛成》
齊藤 義崇 議員

議会で審議すべきは、補助金や町債の適正な活用、契約の目的・方法・金額が妥当かどうかである。疑義については一般質問や所管事務調査で行うべきであり、今回の議案は執行部の適正な手続きに則って進められていると判断し、賛成する。



●令和7年6月定例会議

議件名	結果	齊藤 (義)	置田	重山	大櫛	堀	鈴木	佐藤	齊藤 (隆)	端	藤本	鵜川
議案第13号 ふじ団地98号棟外壁改修工事の請負契約について	可	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	/

可：可決 否：否決 ○：賛成 ×：反対 一：棄権 ※鵜川議員は議長のため採決に加わっていません

契約の内容 ◇契約方法 指名競争入札
 ◇契約金額 7,260万円
 ◇契約の相手方 松原産業株式会社

録画配信



議案第12号と第13号は同一入札業者で、金額差は通常10万円程度だが、今回の落札業者のみ約300万円安い価格で入札しており不自然に感じる。同種工事で積算システムを使用して金額差が生じる事は合理的ではなく、適正な入札が行われたのか疑義が残るため、反対。

《反対》

齊藤 隆浩 議員

指名競争入札は地域経済の振興や予算の適正管理のために行われており、本件も適切な手続の下で進められたと判断。提案理由が明確であり、予算に対する齟齬（そご）もないことを確認した上で、賛成する。

《賛成》
齊藤 義崇 議員



●令和7年9月定例会議

議件名	結果	齊藤 (義)	置田	重山	大櫛	堀	鈴木	佐藤	齊藤 (隆)	端	藤本	鵜川
議案第22号 栗山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	可	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	/

可：可決 否：否決 ○：賛成 ×：反対 一：棄権 ※鵜川議員は議長のため採決に加わっていません

主旨：地方公共団体情報システムの標準化に関する法律による標準化システムへの移行及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号の独自利用を可能とする規定の整備並びに特定個人情報の提供に関する規定の整備を行うもの。

録画配信



町独自のデジタル化は賛成だが、国の標準化移行は中央集権化を進め、自治体の自主性を損なう。費用増や職員削減、非正規化により住民サービス低下を招く恐れがあり、住民主体のデジタル化こそ求めるべきとして反対。

《反対》

重山 雅世 議員

《賛成》

齊藤 義崇 議員

条例の一部改正であり、新旧対照表を添えてこの条例改正が適切であるか審議するもの。改正後の説明と条項から適切とみて賛成。



4

常任委員会の活動内容



総務教育常任委員会

「社会教育及び社会体育施設の実態と展望について」

- 施設の修繕、改修、更新計画に基づき、抽出した施設の修繕の実績箇所及び今後修繕、改修予定箇所について現地調査 等



栗山小学校プールにおける現地調査

「北海道介護福祉学校の学校経営の実態について」

- 北海道介護福祉学校中期経営戦略（令和5～12年度）における施策の進捗に関する中間内部評価 等

産業福祉常任委員会

「商工業の実態について」

- 商工業者の推移、商工業者への各種補助金、各種事業（商店街振興対策事業、子育て応援事業など） 等

「地域医療の実態について」

- 地域の医療資源の実態、南部地区の医療環境対策、救急安心センターさっぽろ#7119の実績 等

議会運営委員会

「議会運営について」

- 決算審査特別委員会における審査方法の改正

広報広聴常任委員会

「くりやま議会だよりの発行と広報機能の充実について」

- 議会だより
第182号～第185号



議会だよりは年4回発行

「議会広報・広聴機能の充実について」

- 令和7年度議会報告会（13会場）
- 出前報告会（3団体）

提言書

— 令和6年度議会報告会を終えて —

報告会での意見や要望等を提言書として行政側に提出します。

栗山町議会

・議会HPの閲覧性の改善

議員ログ～議員別に「選挙公報」「過去の一般質問」「政務活動費」「出席状況」を掲載

議会改革推進会議

「NEO議員の学校」

- 議員のなり手不足の対応策の1つとして開催。令和7年8月から令和8年8月まで全10回実施する。



議員の学校では議員が講師となり、受講生に議会の仕組み等を講義

「栗山町議会基本条例の一部改正」

「栗山町議会委員会条例の一部改正」

栗山町議会議員の報酬に関する調査特別委員会

議員報酬に関する中間審査報告を提出

町民意見の反映

町民との意見交換（一般会議）や議会報告会、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見も踏まえて検討を行った。

一般会議

●福祉・農業・商工・まちづくり・議員OBの団体の方々と意見交換を実施 《ご意見の一部》

- ・議員報酬の引き上げは「魅力ある町政づくり」「議員のなり手不足解消」にもつながる。町民からの批判もあるかもしれないが、逆に町政への関心を高める契機にもなるのでは。
- ・議員として活動している人していない人を一律で報酬を上げることはどうなのか

議会報告会

●町内3か所（角田農村環境改善センター・カルチャープラザEki・南部公民館）で町民の皆さんからご意見・ご感想を頂戴

《ご意見・ご感想の一部》

- ・報酬を上げることについては、賛成。
- ・今回改正原案の報酬額が示されたが、この報酬額でなり手不足問題は解決しないと思う。



パブコメ

●広報くりやま11号折込チラシ、HP、町内公共施設6か所にて議員報酬の議会案（委員会原案）について町民意見（パブリックコメント）を公募

《結果》

- ・議員報酬の議会案について、
 適当である 1件
 少ないと思う 1件



中間審査報告の主な内容

- 議員のなり手不足や活動量の増加を踏まえ、議員報酬及び役職加算を増額
- 報酬額の算定方法は、全国町村議会議長会が推奨する「原価方式」を採用
- 議員報酬（月額）と役職加算の現行額および改定額（原案）については、以下のとおり

役職	役職加算比率（倍）		報酬額（円）		差額（円）
	現行	改正案	現行	改正案	
議長	1.53	1.60	300,000	398,000	98,000
副議長	1.22	1.30	239,000	324,000	85,000
委員長	1.08	1.15	212,000	286,000	74,000
議員	—	—	196,000	249,000	53,000

- 改定時期は、次回改選後（令和9年5月）から適用

- 議員として今後取り組むべき事項



現在の状況

12月定期会議での中間審査報告後、議長から町長へ栗山町特別職報酬等審議会へ意見を求めるよう依頼した。

学校再編に関する調査特別委員会

学校再編について調査を進める

栗山町立小中学校適正化配置計画が令和6年11月に決定され、適正配置の実現に向けた具体的協議が進められている。

これを受け、議会としても十分な調査が必要であるため、令和7年6月定例会議において学校再編に関する調査特別委員会を設置した。

第1回特別委員会

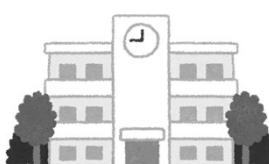
令和7年9月30日に開催された第1回特別委員会では、教育委員会から適正配置計画の概要や実施スケジュール、学校再編の進捗状況等について説明を受け、これに対する質疑を行った。



第2回特別委員会－条例案が付託され調査を実施－

令和7年12月定例会議では、「栗山町立学校設置条例の一部改正」「栗山町立学校施設使用条例の一部改正」の2件の条例案が提出され、本委員会に付託された。

12月17日の第2回特別委員会では、スクールバスの運行経路や放課後児童クラブの対応、統合に関わる予算の考え方、保護者への説明状況等について説明を受け、質疑を行った。



第3回特別委員会－条例案について討論・採決－

12月26日の第3回特別委員会では、付託された2件の条例案について、討論および採決し、委員会として可決すべきと決定。

議案第40号 栗山町立学校設置条例の一部を改正する条例

反対	重山委員	小規模校には、子どもが安心して過ごせる環境や、地域と密接につながった教育という良さがある。統合によって通学距離が伸び、低学年の児童がスクールバスで通うことへの不安も残る。小小連携など、学校を残したまま教育環境を充実させる方法もある。色々と不安要素が残っており、自分の中ですっきりしない部分もあるため反対。
	藤本委員	統合にはメリットとデメリットの両面があるが、子どもにとってどのような教育環境が望ましいかという視点で検討が進められてきた。保護者への説明や意見聴取も行われており、将来を見据えた判断として、統合は必要。地域の子どもたちの視点に立った提案と理解したうえで賛成。

議案第41号 栗山町立学校施設使用条例の一部を改正する条例

反対	重山委員	学校規模と教育効果の関係について、十分な検証が行われたとは言い切れない。小規模校ならではの安心感や、きめ細やかな教育の良さをもっと生かすべきである。行き届いた教育という点で少人数学級をこの機会に進めるべきとして反対。
	齊藤隆浩委員	地域から学校がなくなる寂しさはあるが、子どもへの影響を最小限にするため、一度で3校統合とする判断は理解できる。条例には賛成だが、跡地利用や避難所機能については、今後も丁寧な対応を求めたい。

議件名	結果	齊藤	置田	重山	大櫛	堀	鈴木	佐藤	齊藤	端	藤本
議案第40号 栗山町立学校設置条例の一部を改正する条例	可	/	○	×	○	○	○	○	○	○	○
議案第41号 栗山町立学校施設使用条例の一部を改正する条例	可	/	○	×	○	○	○	○	○	○	○

可：可決 否：否決 欠：欠席 ○：賛成 ×：反対 -：棄権 ※齊藤義崇委員は委員長のため採決に加わっていません

審査結果に付した意見－今後も調査を継続－

統合後に伴う様々な事項については、すべての児童及び保護者に不都合が出ないように協議を進めていく事を求める意見が付され、今後も調査は継続していくことを報告。